

政令第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十九条の六第二項、第二十六条第三項ただし書及び第四項並びに第二十六条の三第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「建築一式工事にあつては千五百万円」を「五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円）」に改め、「又は」の下に「建築一式工事のうち」を加え、「木造住宅工事、建築一式以外の建設工事にあつては五百万円に満たない」を「木造住宅を建設する」に改める。

第五条の七の次に次の一条を加える。

（著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる請負契約の請負代金の額の下限）

第五条の八 法第十九条の六第二項の政令で定める金額は、五百万円とする。ただし、当該請負契約に係る

建設工事が建築一式工事である場合においては、千五百万円とする。

第七条の二（見出しを含む。）中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の六第一項」に改める。

第七条の三（見出しを含む。）中「第二十四条の六第一項」を「第二十四条の七第一項」に改める。

第七条の四（見出しを含む。）中「第二十四条の七第一項」を「第二十四条の八第一項」に改める。

第三十四条を第五十三条とし、第二十九条から第三十三条までを十九条ずつ繰り下げ、第二十八条の二を第四十七条とし、第二十八条を削り、第二十七条の十五を第四十六条とし、第二十七条の十四を第四十五条とし、第二十七条の十三を第四十四条とし、第二十七条の十二を第四十三条とし、第二十七条の十一を第四十二条とする。

第二十七条の十第一項ただし書中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改め、同条を第四十一条とし、第二十七条の九を第四十条とし、第二十七条の八を第三十九条とし、第二十七条の七を第三十八条とし、第二十七条の六を第三十七条とし、第二十七条の五を第三十六条とする。

第二十七条の四第一項中「第二十七条の七」を「第三十八条」に改め、同条を第三十五条とし、第二十七条の三を第三十四条とする。

第二十七条の二の二中「第二十六条の十八」を「第二十六条の十九」に改め、同条を第三十三条とする。
第二十七条の二中「第二十六条の七第一項」を「第二十六条の八第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十七条の次に次の四条を加える。

(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)

第二十八条 法第二十六条第三項ただし書の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者

二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数)

第二十九条 法第二十六条第四項の政令で定める数は、二とする。

(特定専門工事の対象となる建設工事)

第三十条 法第二十六条の三第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事

二 鉄筋工事

2 法第二十六条の三第二項の政令で定める金額は、三千五百万円とする。

(特定専門工事の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十一条 注文者は、法第二十六条の三第五項の規定により同条第四項の承諾をする旨の通知（次項において「承諾通知」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる同条第五項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た注文者は、当該元請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による承諾を受けない旨の申出があつたときは、当該元請負人に対し、承諾通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該元請負人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。